

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

茨城国民年金 事案 1206

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から同年12月まで

ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、昭和50年6月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされていた。

国民年金に加入した時期は記憶に無いが、過去の未納期間の国民年金保険料を納付することができるとの説明を受け、送られてきた納付書に従い、保険料を分割納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年3月2日以降であると考えられ、この時点において、第3回特例納付が可能であり、附則4条納付者リストによれば、申立人は、申立期間直前までの55か月分の保険料について、53年9月4日から55年6月30日まで合計23回にわたり、特例納付をしていることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、年金制度に対する意識の高さもうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年8月1日から8年6月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から7年2月1日まで
② 平成7年2月1日から同年8月1日まで
③ 平成7年8月1日から8年6月1日まで

年金事務所から、「標準報酬月額の確認について」という書面が届き、申立期間①に係るA市区町村のB社並びに申立期間②及び申立期間③に係るC市区町村のD社に勤務していた時の標準報酬月額が受け取っていた給与額に比べて低いことに気付いた。調査の上標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、D社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月1日より後の同年6月2日付けで、標準報酬月額が遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿において取締役としての登記がされていないことが確認できる一方、オンライン記録によると、申立期間②及び申立期間③において、D社の事業主として、社会保険事務所に届け出られていたことが確認できるものの、遡及訂正が行われた平成9年6月2日時点においては、同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、事業主としても届け出られていないことから判断すると、当該遡及訂正について、責を負うべき立場になかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる訂正処理を

行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円と訂正することが妥当であると認められる。

- 2 一方、申立期間①及び申立期間②については、標準報酬月額が遡及して引き下げられている等不自然な記録訂正が無い上、B社及びD社の事業主（代表取締役）であった者の回答から判断すると、申立人への給与の支払いは、申立人がB社及びD社に勤務していた期間を通じて、両事業所から半額ずつ支給され、その一方のみが社会保険事務所に届け出されていたと認められる。

このほか、申立人が申立期間①及び申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 40 年 2 月 1 日から 44 年 6 月 1 日までの期間について、44 年 6 月 24 日に脱退手当金が支給済みになっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無い上に、同じ厚生年金保険記号番号の一部だけ脱退手当金が支給済みとされていることは不自然と思われるので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社において申立人の健康保険整理番号の前後 80 人の中に脱退手当金の受給権を有する女性は 23 人いるが、実際に脱退手当金を支給された記録があるのは申立人以外に 3 人のみであることが確認できるとともに、A社において、長年給与事務を担当していた同僚に照会したところ、同社においては代理請求は行っていない旨の証言が得られたため、事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前の厚生年金被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求期間の 2 事業所における厚生年金保険記号番号が、申立期間の事業所における番号と同一であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在するということは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

茨城国民年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年8月から11年10月まで
年金事務所に照会したところ、平成10年8月から11年10月までの国民年金保険料が未納の記録となっていた。申立期間については、A市区町村内の病院を退院した後、通院していたB市区町村内の病院から生活保護及び障害年金制度の説明を受け、その手続を行った頃、まとめて納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人代理人（兄）は、申立人が通院していたB市区町村内の病院から生活保護及び障害年金制度の説明を受け、その手続を行った頃に、同代理人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人から提出された国民年金保険料領収書及びオンライン記録から、申立期間直後の平成11年11月から12年3月までの保険料を13年12月19日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料については時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの期間、60 年 5 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 5 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 60 年 5 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成 5 年 9 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの期間、60 年 5 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 5 年 9 月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。

各申立期間については、私の母が、納税組合を通して、私の父、母、妹及び妻の保険料と一緒に納付していた。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間において、申立人の母が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の父及び母は、申立人と同様に全て未納となっていることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い、納税組合を通して申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の母も他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成3年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和60年9月から平成3年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。

申立期間については、学生であったが、両親に勧められ、昭和60年9月頃、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、親からの仕送りで保険料を納付していた。

このため、申立期間について保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号及び申立人の被保険者資格取得年月日から、平成3年4月以降と考えられるところ、3年4月1日以前は、申立人は学生であったことから、申立期間における国民年金については任意加入であり、遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和60年4月にB市区町村に転居したが、その届出は平成2年5月頃に行ったと主張しているところ、申立人の戸籍の附票により60年4月に転居したことが確認できるものの、同戸籍の附票の枠外に「2.5.19 通知」の記載があることから、60年4月に住民票の異動届出は行われていなかったものと推認でき、申立期間当初においてB市区町村で加入手続を行うことはできなかったと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 45 年 6 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 36 年 7 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、結婚して A 市区町村に転居した昭和 36 年 7 月頃、B 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 7 月頃、転居先の A 市区町村において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金記号は「*」であるが、この記号による国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらず、C 社会保険事務所（当時）管内の市区町村で払い出される「*」であることが確認できることから、申立内容に矛盾が認められる。

また、C 社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人は、D 市区町村において国民年金に加入し昭和 35 年 12 月 1 日に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できるものの、備考欄に不在事実として「不在 44. 4. 1 消」と記載されていることから、その時点で転籍により被保険者資格を消除したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例

納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から平成元年3月までの期間及び2年4月から5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から平成元年3月まで
② 平成2年4月から5年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和56年1月から平成元年3月までの期間及び平成2年4月から5年9月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。

両申立期間については、私の義母が国民年金保険の加入手続を行い、納税組合を通して保険料を納付していた。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より若い番号の被保険者が平成元年8月18日に厚生年金保険の資格を喪失して、同日に国民年金の資格を取得していることから、申立人が加入手続をしたのは同日以降であり、この時点では、申立期間の大半については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の義母が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫、義父及び義母は、申立期間①の一部及び②において、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人は、申立人の義母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の義母も他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
②昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
③昭和 47 年 5 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に他界しているため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等については確認できない。

また、A社に勤務していたとする事業主の親族から、申立人は申立期間当時 16 歳であり、当時の状況から 16 歳の見習いであれば厚生年金保険に加入させていなかったと思うとの証言が得られた。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 12 人のうち、存命中で連絡先が判明した 1 人に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、当該同僚が名前を挙げた同僚 3 人のうち 2 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む）についても、A社に係る被保険者名簿により名前

を確認できないことから判断すると、当時、事業主は必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚の証言から判断すると、申立人が勤務していたとするB社は、当時、D市区町村にあったE社が経営していたことが推認されるどころ、オンライン記録から同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できた。

一方、E社は、平成13年10月1日に厚生年金の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、当時の状況については確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先の判明した同僚一人から、当時、E社では、職人については厚生年金保険に加入させていなかったため、国民年金に加入していたとの証言が得られた。

さらに、申立人は、上記同僚のほかに二人の職人の名前を挙げているものの、E社の被保険者名簿から確認することはできなかった。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、C社は昭和63年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人から、C社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も給与から控除されていなかった旨の証言が得られた。

さらに、C社の後継会社であるF社の事業主に照会したところ、当該事業主の両親（共に他界）が設立したC社に係る当時の資料は残存しておらず、当時の状況については不明であるとの回答が得られた。

- 4 このほか、全ての申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 12 月 1 日から 52 年 1 月 20 日までの期間のうち、46 年 12 月 1 日から 48 年 5 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間には、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（写）により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

一方、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者取得確認および標準報酬決定通知書」（写）及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（写）により、申立人は昭和48年5月1日に同社における被保険者資格を取得し、52年1月20日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社から提出された賃金台帳（写）により、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月10日から22年5月30日まで
② 昭和22年6月10日から同年10月5日まで
③ 昭和22年11月10日から23年1月20日まで

年金事務所に船員保険の加入記録を確認したところ、A社所有の船舶に乗船していた昭和21年10月10日から22年5月30日までの期間、B社所有の船舶に乗船していた同年6月10日から同年10月5日までの期間及びC社所有の船舶に乗船していた同年11月10日から23年1月20日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。乗船していたことは間違い無いので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、各申立期間に係る船員手帳を所持しておらず、船舶への乗船が確認できない上、乗船していた船舶の名称を全く記憶していないため、申立人が乗船した船舶を特定できない。

2 申立期間①について、A社は、平成10年に解散しており、当時の役員の連絡先も分からず、後継となる事業所も無いことから、申立期間①当時の事情について照会することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①について、同社所有の船舶に乗船していたとして船員保険の被保険者記録が確認できる者合計34人のうち、存命中で連絡先の判明した2人に照会したところ、1人から回答が得られたが、申立人の乗船及び船員保険加入に関する具体的証言は得られなかった。

さらに、申立期間①は、A社所有の船舶がD社により管理されていた時期であるため、D社に係る船員保険被保険者名簿を検索したものの、申立

人の名前は確認できない。

- 3 申立期間②について、B社に照会したところ、同社が保管している船員保険台帳に申立人の名前は無く、ほかに申立人に関する資料は保存されていないことから、申立人が同社所有船舶に乗船していたかどうかは不明との回答が得られた。

また、申立人は、一緒に乗船した同僚の氏名を記憶しておらず、乗船船舶も特定できないため、同僚に対する照会ができない。

さらに、申立人が乗船したと申し立てている、当時のE市区町村に所在したB社に係る船員保険被保険者名簿を検索したものの、申立人の名前は確認できない。

- 4 申立期間③について、F社（C社の人事部門を担当している事業所）に照会したところ、C社当時の資料は全く保管されておらず、申立人が同社所有船舶に乗船していたかどうかは不明との回答が得られた。

また、申立人は、一緒に乗船した同僚の氏名を記憶しておらず、乗船船舶も特定できないため、同僚に対する照会ができない。

さらに、申立人が乗船したと申し立てている、G市区町村のC社に係る被保険者名簿を検索したものの、申立人の名前は確認できない。

- 5 このほか、全ての申立期間に係る船員保険料を各船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の全ての申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として全ての申立期間に係る船員保険料を各船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から51年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和45年10月1日から51年10月1日までの期間について、標準報酬月額が3万9,000円から8万6,000円となっている旨の回答を受けたが、申立期間当時、毎月9万円以上の給与を受給していたと記憶している。

このため、申立期間の標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無く、事務処理上の不自然さは見られない。

また、A社に照会したところ、申立人は、車両を持ち込み請負契約により配送の仕事をしていた自営業者であり、本来ならば社会保険に加入できないが、申立人から健康保険に入れてほしい旨の相談があり、社会保険に加入させることにし、報酬月額は申立人の希望する金額に基づき決めたとの回答が得られた。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した7人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの2人から、申立人は車を持ち込み請負で仕事をしていたこと、及び標準報酬月額は請負で仕事をしていた者自身が決めていた

ことの証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 4 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 32 年 8 月 5 日から 35 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

私は、B社を退職後、脱退手当金の請求手続を行っておらず、また、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「印」が確認できないものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失から約5か月後の昭和35年10月1日に脱退手当金の支給決定が行われており、当該支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間以外に脱退手当金の基礎となるべき未請求期間が無いことなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録上、申立人の申立期間に係る事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた女性職員のうち、昭和30年代に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者20人（申立人を含む）における当該支給記録を確認したところ、そのうちの14人は、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間当時は、通算年金制度創設（昭和36年に法制化）前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、B社において、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求した事実

に不自然さは見られない。

なお、申立期間当時、B社における事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについては記録が残されておらず不明である旨の回答であり、当時、B社において社会保険事務を担当していた者も、既に他界し、照会することができない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 21 日から 33 年 9 月 21 日まで
年金事務所から、A社B工場に勤務していた昭和 30 年 10 月 21 日から 33 年 9 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の通知を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間があるものの、申立期間とは別の厚生年金保険記号番号で管理されている上に、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額とおおむね一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和 34 年 1 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に係る健康保険整理番号の前後 75 人のうち、オンライン記録が確認できた 30 人の女性の脱退手当金の支給記録を調査したところ、26 人が脱退手当金の受給資格を有しており、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を除いて 13 人おり、そのうちの 1 人については、申立人と脱退手当金の支給決定日が同日であることのほか、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であることを踏まえると、申立期間当時、A社B工場においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、健康保険及び雇用保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答により、申立人が、平成 7 年 4 月 3 日から 8 年 3 月 31 日までの期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

一方、申立人から提出された平成 7 年 11 月の給与明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料及び共済組合の掛金が控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所は昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できるほか、同名簿に「共済組合編入による 34. 1. 2 厚年資格喪失者である」と記載されていることが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時、申立人と同様に勤務期間が 1 年未満であった臨時職員は、申立人以外に二人おり、その二人についても、健康保険及び雇用保険には加入させているものの、厚生年金保険及び共済組合には加入させていなかったとの回答が得られた。

加えて、A社から提出された「りん議書」(写し)により、申立人は、同事業所において、臨時職員として採用されていることが確認できるとともに、

臨時職員労働契約の締結に係る労働条件欄に、「健康保険及び雇用保険へ加入させることとし、農林年金は未加入とする」との記載が確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 28 日から同年 10 月 12 日まで
② 昭和 45 年 2 月 16 日から 46 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 4 月 28 日から同年 10 月 12 日までの期間及びB社C工場に勤務していた 45 年 2 月 16 日から 46 年 9 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 43 年から 49 年までに被保険者資格を喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給記録がある同僚は3人おり、そのうちの1人から、退職時に同社から厚生年金保険の脱退を勧められ脱会した旨及び脱退手当金は同社から受け取った旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、B社C工場を退職後、104月の期間、国民年金の加入手続きをしておらず、年金に対する意識が高かったとは考えがたい。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月から 54 年 10 月まで
② 平成 11 年 10 月から 13 年 5 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 11 月から 54 年 10 月までの期間及びB社に勤務していた平成 11 年 10 月から 13 年 5 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社及びB社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地（C市区町村）に、A社の商業登記簿謄本は確認できない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた事業主は、連絡先が不明であるため、照会することができない。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、B社に照会したところ、申立人は、平成 11 年 5 月 10 日から同年 12 月 20 日までの期間において、同社に勤務していた旨の回答が得られた。

しかしながら、B社から、申立人の厚生年金保険の加入については、見習期間経過後に加入を勧めたものの、本人の希望により加入しなかった旨の回答が得られたところ、同社から提出された申立人に係る平成11年5月分から同年12月分までの給与明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録の中には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。